

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【公開番号】特開2005-250516(P2005-250516A)

【公開日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-036

【出願番号】特願2005-157917(P2005-157917)

【国際特許分類】

G 03 G 9/113 (2006.01)

G 03 G 9/08 (2006.01)

G 03 G 9/10 (2006.01)

G 03 G 9/09 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/10 3 5 1

G 03 G 9/08 3 7 4

G 03 G 9/10

G 03 G 9/08 3 6 1

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 直接重合して得られた高分子量ポリエチレン樹脂からなる被覆層を有する磁性樹脂被覆キャリアと、

(b) 実質上磁性粒子からなる磁性粉体キャリアと、

(c) トナーと、

を含有し、

該(a)磁性樹脂被覆キャリアの体積抵抗値をV_aとし、該(b)磁性粉体キャリアの体積抵抗値をV_bとしたときに、V_a > V_bであり、かつ

該(a)磁性樹脂被覆キャリアと、該(b)磁性粉体キャリアとの配合比((a)/(b))が、重量比で85/15~45/55の範囲内であることを特徴とする静電潜像現像剤。

【請求項2】

前記(a)磁性樹脂被覆キャリアの体積抵抗値(V_a)が、1×10⁴~1×10¹⁴cmの範囲内であることを特徴とする請求項1に記載の静電潜像現像剤。

【請求項3】

前記(b)磁性粉体キャリアの嵩密度をbとし、前記(a)の磁性樹脂被覆キャリアの嵩密度をaとしたときに、b>aの関係を満足することを特徴とする請求項1又は2に記載の静電潜像現像剤。

【請求項4】

前記(a)及び(b)の混合キャリアに対する前記トナーの添加量の割合を2~40重量%の範囲内の値とすることを特徴とする請求項1~3のいずれか1項に記載の静電潜像現像剤。

【請求項5】

前記(c)トナーが、トナーの母材の表面に研磨剤微粒子が固着された研磨性トナーであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の静電潜像現像剤。

【請求項6】

前記研磨剤微粒子が、導電性チタニアであることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の静電潜像現像剤。